

群馬県指定文化財の指定について

令和5年8月1日（火）に、群馬県文化財保護審議会（会長 ^{とどころ} 戸所 ^{たかし} 隆）が開催され、群馬県指定史跡1件の新規指定、群馬県指定重要文化財2件の追加指定が答申されました。

※詳細は次頁以降を参照

- 1 答申（新規指定）が行われた群馬県指定史跡
史跡 南下古墳群（新規指定）
- 2 答申（追加指定）が行われた群馬県指定重要文化財
重要文化財 水沢寺 2棟（追加指定）
重要文化財 産泰神社 2棟（追加指定）

（参考）

- 1 群馬県知事は、群馬県文化財保護条例（昭和51年群馬県条例第39号）第38条の規定に基づき県内の重要文化財を群馬県指定文化財に指定することができます。
- 2 指定に当たっては、同条例第38条第2項の規定に基づき、群馬県文化財保護審議会に諮問しなければなりません。
- 3 指定は、県報の告示があった日からその効力を生じます。
- 4 今回答申された文化財が指定された後の群馬県指定等文化財の件数は次のとおりです。重要文化財については、追加指定のため数の増減はありません。

【群馬県指定等文化財】

種別	重要文化財	重要無形文化財	重要有形民俗文化財	重要無形民俗文化財	史跡	名勝	天然記念物	選定保存技術	選択無形民俗文化財	計
件数	216	0	7	20	89	2	98	1	1	434

名称及び員数	南下古墳群（みなみしもこふんぐん） 1件
所在場所	北群馬郡吉岡町大字南下1315番地1ほか
所有者	北群馬郡吉岡町
<p>1)由来及び沿革</p> <p>南下古墳群は、北群馬郡吉岡町南下に所在する古墳群の総称である。かつては40基ほどの円墳の群在であったが、現在、良好に残存しているのは6基（A～F号墳）である。これらは吉岡町指定史跡となっている。</p> <p>2)内容</p> <p>古墳群は、6世紀後半から7世紀末に築造されたものである。6世紀後半のC号墳以外は7世紀代に比定される。7世紀代の古墳の構造には畿内地域の有力古墳の影響が強く認められ、特にA・E号墳の朱線とA号墳の漆喰の存在は全国的に見ても希少である。</p> <p>本古墳群では、6世紀後半から7世紀代の一族の古墳の変遷を追うことができる。これらは、7世紀の上毛野地域で総社古墳群や畿内地域との深い関係を持ちながら、この地域で急速に勢力を増した一族の古墳群であると理解できる。</p> <p>個別の古墳については以下の通りである。</p> <p>A号墳 截石切組積両袖式の横穴式石室。壁体は切組積の手法を駆使した精美なものである。壁面に朱線約20本と漆喰が認められる。7世紀後半に比定される。</p> <p>墳丘規模：径約30m・高さ約8m 石室規模：全長8m以上・玄室長約3.25m・奥壁幅約2.40m・同高さ約2.40m</p> <p>B号墳 両袖式の横穴式石室。羨道と玄室の境に重量感のある切石の玄門を据えている。玄室高は非常に高く、畿内からの影響を強く受けていると考えられる。玄室壁面は自然石主体の乱石積だが、奥壁の一部には切組の手法が確認できる。壁面の石材間には漆喰状の粘質土が充填されている。7世紀中頃に比定される。</p> <p>墳丘規模：径約22m・高さ約5.2m 石室規模：全長約7.62m・玄室長約3.35m・奥壁幅約2.63m、同高さ3m以上</p> <p>C号墳 自然石乱石積の袖無式の横穴式石室。円筒埴輪の破片が出土している。6世紀後半に比定される。</p> <p>墳丘規模：径約15m・高さ約4m 石室規模：全長約6.15m・奥壁幅約1.55m・同高さ約1.35m</p> <p>D号墳 自然石乱石積の両袖式の横穴式石室。羨道と玄室の境には2～3段に積まれた玄門がある。奥壁は中央に丸みを帯びた大石を2段積し、その左右に小振りの石を配して、奥壁中央で縦に二分したとき左右が対称になるように設計されている。7世紀後半に比定される。</p> <p>墳丘規模：径約13m・高さ約3m 石室規模：全長約6m・玄室長約2.6m・奥壁幅約1.5m・同高さ約1.7m</p> <p>E号墳 截石切組積両袖式の横穴式石室で、石室規模はA号古墳より大幅に縮小されているが、その石材加工技術や切組の手法は極めて完成度が高い。壁面に朱線約160本が残存している。7世紀末に比定される。</p> <p>墳丘規模：径約17m、高さ約2.8m 石室規模：全長4.34m以上・玄室長約2.76m・奥壁幅約2.13m・同高さ約1.71m</p>	

F号墳 横穴式石室であるが詳細は不明。7世紀代に比定される。

墳丘規模：径約21m・高さ約4m

石室規模：不明

なお、A号墳、B号墳は丘陵の南側縁辺部の段差地形にまたがるように造られている。これは南側の低地部分から古墳を望んだ時、古墳の大きさを効果的に見せる工夫で、明日香村の牽牛子塚・キトラ・高松塚古墳に共通する築造手法である。漆喰の塗布が確認できる古墳は、奈良県明日香村の高松塚古墳やキトラ古墳など、畿内でも有力古墳に限られている。本県では、他に前橋市総社町の宝塔山古墳と蛇穴山古墳で確認されているが、他地域にはなく希少である。

また、朱線については、本県では宝塔山古墳と同市（旧富士見村）上庄司原4号古墳で発見されているが、全国的には畿内の奈良県明日香村の高松塚古墳などの数基で確認されているに過ぎない。これらの検出状況を鑑みると、当時の上毛野と畿内の緊密な関係性を理解することができ、貴重である。

3)種類と数量

古墳群 1件

4)指定理由

南下古墳群には畿内の有力古墳に限られて確認されている朱線や漆喰などの学術的価値の高い資料が良好に残存しており、これらは当時の上毛野地域と畿内地域の緊密な関係を表象している。本古墳群は、群馬県の7世紀代の歴史を理解する上で欠くことができない史跡である。

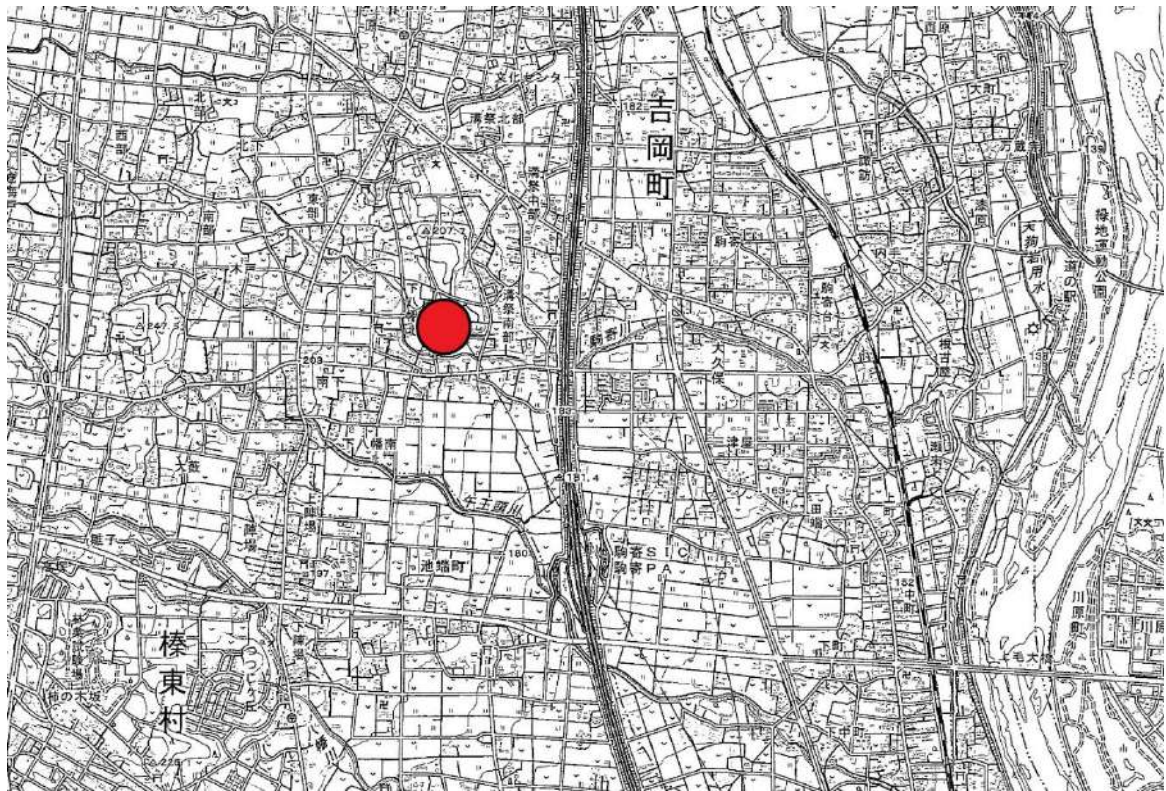
[指定基準]

群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準の1（1）に該当する。

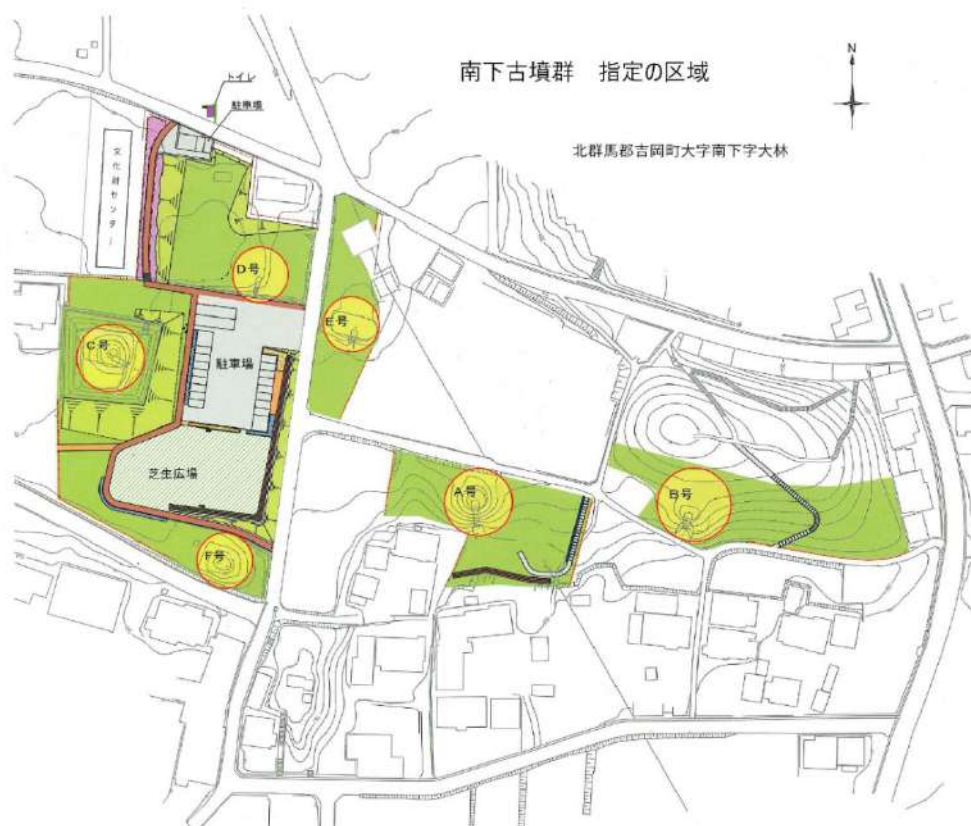
第6 群馬県指定史跡名勝天然記念物の指定基準

1 史跡

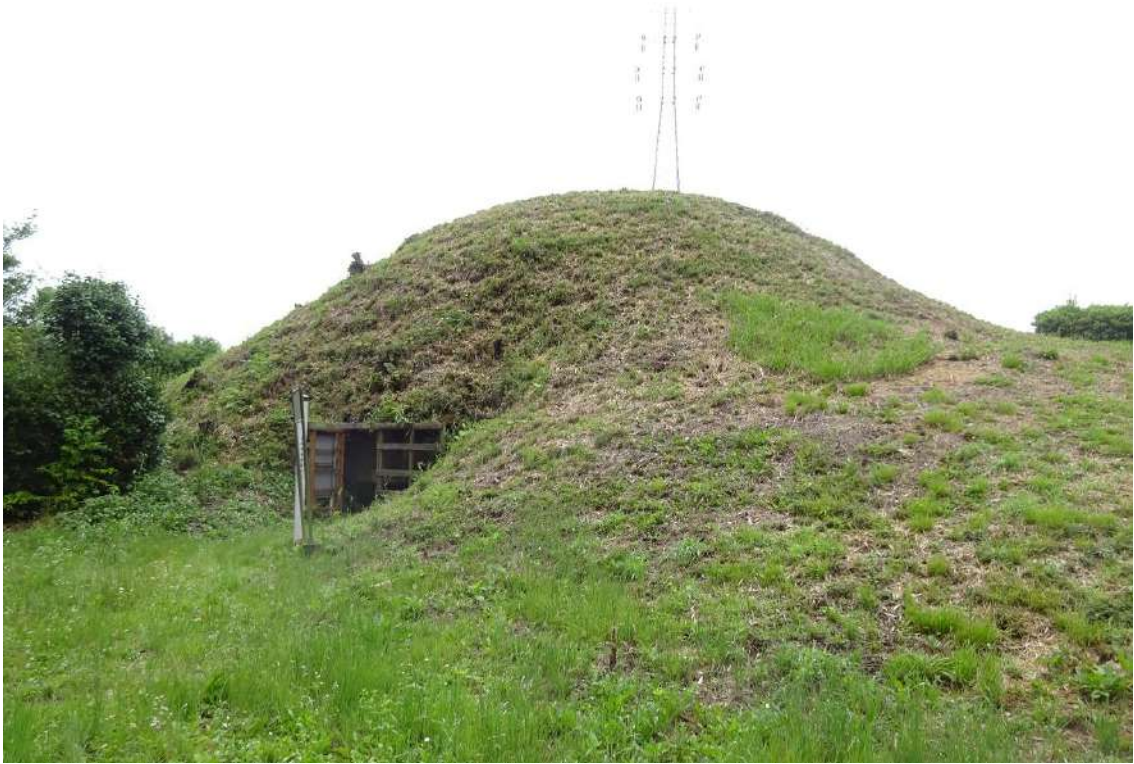
（1） 貝塚、集落跡、古墳その他これらに類する遺跡



南下古墳位置図（国土地理院 1/25,000 をもとに作成）



南下古墳群全体図



A号墳（南東より）



A号墳石室（入り口から奥）



A号墳 漆喰



A号墳 朱線



B号墳（南から）



B号墳 漆喰状の粘質土



B号墳 石室（入り口から奥）



C号墳 全景（南から）



C号墳 石室（入り口から奥）



D号墳（南から）



D号墳 石室（入り口から奥）



E号墳（南から）

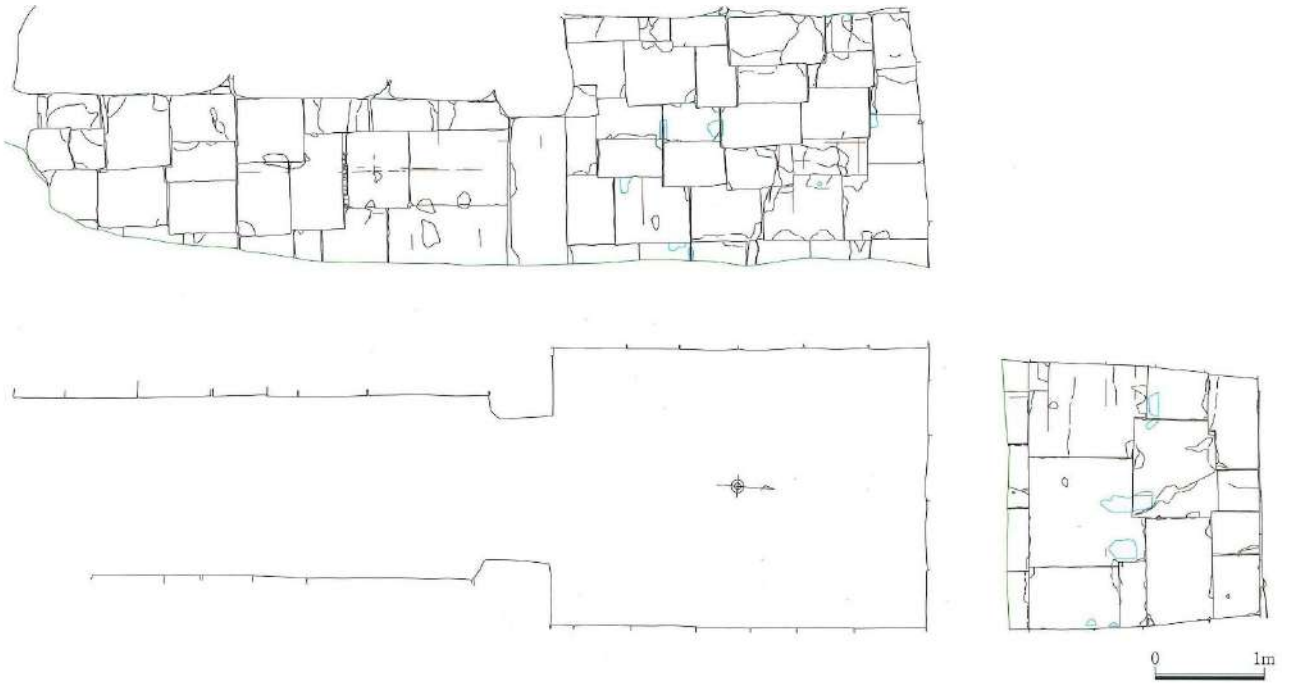


E号墳 石室（入り口から奥）

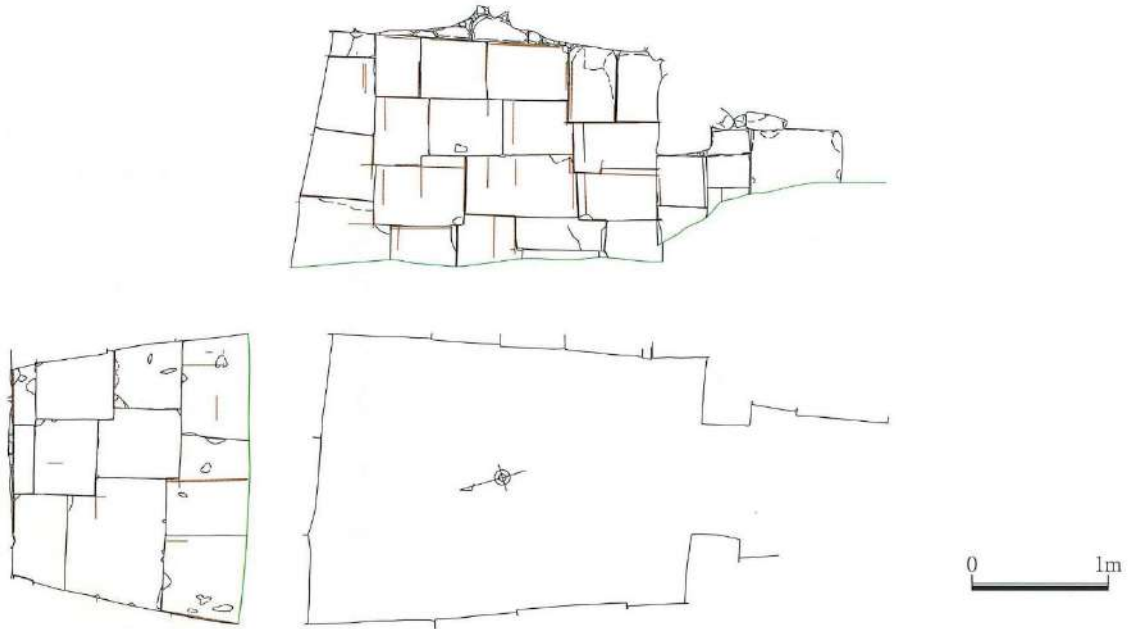


E号墳 朱線

F号墳（北から）



A号墳石室 展開図（赤い線が朱線）



E号墳石室 展開図（赤い線が朱線）

※写真・図は全て吉岡町提供

令和5年度 群馬県指定文化財		指定種別	重要文化財(建造物)
名称	水沢寺(みずさわでら) 2棟 (観音堂(かんのどう) 1棟、仁王門(におうもん) 1棟) 附(つきたり) 宮殿(くうでん) 1基、建立書(こんりゅうしょ) 1冊、 賞書(しょうしょ) 1通		
所在場所	観音堂 渋川市伊香保町水沢 212 仁王門 渋川市伊香保町水沢 214-3		
所有者	宗教法人 水澤寺(渋川市伊香保町水沢 214)		
概要			
1)由来及び沿革			
<p>水沢寺は天台宗の寺院で、板東三十三観音の第16番札所として崇敬を集めている。山号は五徳山、院号は無量院、本尊は十一面千手観世音菩薩で、「水沢観音」として親しまれている。</p> <p>参道石段の途中には仁王門が東面して立ち、門を通り抜けて石段を登り切った正面には、観音堂が東面して立地する。観音堂の北側には六角二重塔が配置されている。境内建物のうち、六角二重塔が昭和48(1973)年12月24日に県重要文化財に指定されている。</p>			
2)構造			
◎観音堂1棟			
建築年代	天明7(1787)年までに造立完了		
構造形式	桁行五間、梁間五間、寄棟造、本瓦型銅板葺(当初は茅葺)		
規模	桁行12.120m、梁間12.120m		
『建立書』・『賞書』の記載から、天明7(1787)年までに造立完了していたことが判明している。桁行(正面)五間、梁間(側面)五間の五間堂の寄棟造、本瓦型銅板葺で正面に一間の唐破風向拝を設ける。身舎平面は手前一間を吹き放ちの拝所、奥の四間を室内とし、須弥壇を設け宮殿を置く。県内に現存する五間堂は、当観音堂と長楽寺三仏堂〔太田市 慶安4(1651)年 県重文〕の2例のみである。			
組物は外部を二手先、内部を出組、天井は中央部を格天井、側面・背面部は鏡板天井とする。向拝は礎石・礎盤上に角柱を立て身舎柱と海老虹梁で繋ぐ。組物は出三斗、2対の手挟を付ける。			
彫刻は彫刻板支輪、向拝柱や頭貫の地紋彫、向拝柱と水引虹梁に巻き付く龍、向拝正面虹梁上・手挟・欄間・木鼻・隅木下の組物最上部の肘木などに施す。向拝正面虹梁上は下部を「虎と竹」、上部(唐破風部)を「林和靖」、手挟は籠彫で外側を「雉に栢」、内側を「雲紋」、欄間は厚肉透彫とし正面中央間を「虎溪三笑」、その右間を「龍に乗った馬師皇仙人」、左間を「鯉に乗った琴高仙人」、木鼻は獅子(一部は鳳凰)とする。彫刻題材は『建立書』に記されたものとはほぼ一致する。			
塗装は全体的に朱塗を基調とし、木鼻の一部を黒塗、その他の彫刻部分は極彩色とする。来迎壁に彩色画、来迎柱に金欄卷、吹抜けの拝所天井に龍(中央)、迦陵頻伽(両脇)の絵画を見る。			
当建物は向拝を付け、身舎の手前一間を吹き放ちとし、彫刻や天井画等の美しい			

装飾で参拝者の目を引くよう配慮している。県内では2例のみ現存する五間堂であり、18世紀後半の装飾様式を呈し、札所における建築の発展過程を示す建物として貴重である。

◎仁王門 1棟

建築年代 天明7(1787)年までに造立完了
構造形式 三間一戸楼門、入母屋造、銅板葺（当初は茅葺）
規模 桁行三間(7.418m)、梁間二間(3.970m)

『建立書』・『賞書』の記載から、天明7(1787)年までに造立完了していたことが判明している。三間一戸の楼門で東面して立ち、両脇間の背面側から上層に上がる階段を設ける。入母屋造、正面と背面の中央部を軒唐破風とし銅板平板葺とする。軸部は切石に円柱を立て貫・虹梁と台輪で固め、下層の虹梁は異形虹梁（火灯形虹梁）とする。組物は、下層は雲形を模した肘木の二手先、上層は外部を三手先、内部を出組（一手先）、中備は下層を蓑束、上層は蓑股とする。雲形の肘木、六角二重塔にも見られる異形虹梁は水沢寺独特のものであり、大工棟梁の新様式への進取性を窺わせる。支輪は二重で下層を蛇腹(下)と彫刻板支輪(上)、上層は彫刻板支輪(上中下とも)とする。軒は二軒繁垂木、妻飾は虹梁大瓶束・笈形付とする。

彫刻は先述した他、木鼻(獅子)、最上部尾垂木上(蟹)、唐破風束受部〔力神(獅子面)〕などに施す。塗装は全体的には朱塗を基調とし、軒支輪・蓑股の彫刻部分を極彩色、その他頭貫・台輪・垂木・金剛柵などの部分を黒塗とする。

なお、下層は正面脇間に仁王像、背面脇間に向かい合う雷神像と風神像を安置する。中央間天井の前後には狩野探雲が描く龍が見られる。上層は一室空間とし、背面側中央部に普賢菩薩坐像・釈迦如来坐像・文殊菩薩坐像の三尊像、それらの側面と背面側に十六羅漢像を安置する。

仁王門は札所巡礼において巡礼者が最初に目にする建物であることから、参拝者の目を引くよう、雲形を模した肘木の組物、異形虹梁（火灯形虹梁）といった進取的な装飾を用いる。18世紀後半の楼門として、また参拝者が多い札所における門建築として重要である。

○（附）宮殿 1基

建築年代 天明7(1787)年までに造立完了
構造形式 一間厨子 三方千鳥破風造・平入、瓦棒型板葺、正面軒唐破風
規模 正面・側面とも1.12m

観音堂内の須弥壇上中央部に鎮座する。正面一間、側面一間、三方千鳥破風造、正面軒唐破風、瓦棒型板葺とする。円柱を土台立てとし、腰長押、内法長押、頭貫、台輪で固める。組物は三手先で詰組とし軒は二軒繁垂木、妻飾は虹梁・斗栱とする。柱間装置は正面を棧唐戸とし他は板壁とする。全体を塗装で仕上げるが黒色塗を基調とし、軒の彫刻板支輪や蓑股などの彫刻を極彩色、組物・柱・その他の彫刻などを箔押とする。両側面壁は黒色塗を地とし部分的に絵画（箔押）を描く。柱には金欄巻を施す。『建立書』の記載から、宝暦5(1755)年以降に作成され、天明7(1787)年以前に装飾等を追加したと考えられる。

当宮殿は江戸後期の特徴を有しており、観音堂の建造に伴い製作された小建築として重要である。

○（附）建立書 1 冊

天明 7(1787)年 8 月の^{たてよじ}豎綴文書で、境内各建物・地業・仏具・石垣・塀・植木等についての規模や仕様、費用、寄進者について記載している。観音堂・宮殿については彫刻題材も詳細に記述しており、現況建物とほぼ一致している。観音堂・六角二重塔・仁王門等の建立の状況を示す史料として貴重である。

なお、建立書は分限書上帳・過去帳と合冊されているが、分限書上帳・過去帳については指定対象外とする。

○（附）賞書 1 通

大佛頂院の覚謙と十願王院の寂現が、水沢寺住職の貫隆にあてた天明 7(1787)年 10 月の賞書である。貫隆が住職に任命された宝暦 5 (1755) 年には境内や建物が荒廃していたが、天明 7(1787)年までの 33 年間に掛けて伽藍が復興された経緯を記し、貫隆の労苦を賞賛する内容である。観音堂等の建立経緯を示す史料として重要である。

3) 指定理由

- ① 観音堂は県内に 2 例しか現存しない五間堂であり、札所として装飾性の高い美しい堂宇となっている。
- ② 仁王門では彩色・彫刻が多用され、装飾に富んだ楼門として貴重である
- ③ 附とする宮殿は、観音堂と共に建造された小建築として重要である。
- ④ 附とする建立書・賞書の記載から、宝暦 5 (1755) 年から天明 7 (1787) 年にかけて観音堂、六角二重塔、仁王門等が一体で造立されたことが判明している。

[指定基準]

群馬県指定重要文化財の指定基準第 7 号の (1) (3) に該当する。

第 1 群馬県指定重要文化財の指定基準

7 建造物の部

(1) 意匠的に優秀なもの

(3) 歴史的価値の高いもの



観音堂 正面（東から）



観音堂 側面（南から）



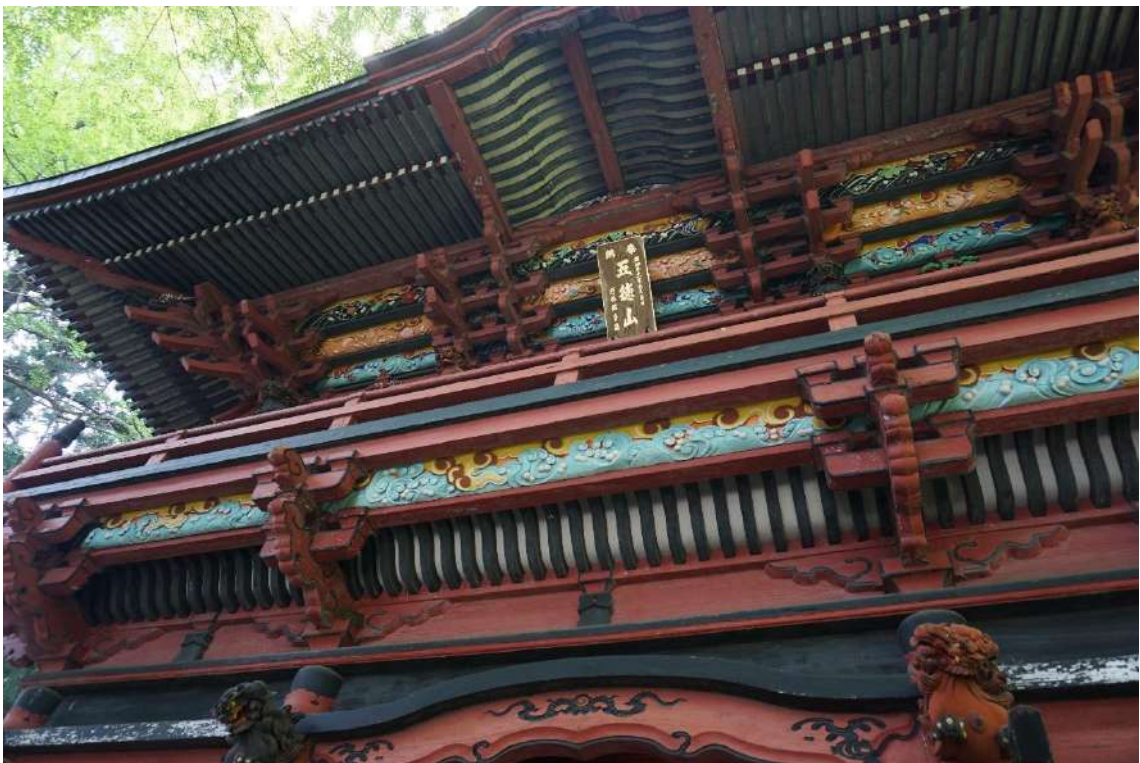
観音堂 外部軒廻（北から）



観音堂 向拝（東から） 下部彫刻「虎と竹」、上部彫刻「林和靖^{りんわせい}」



仁王門 正面（東から）



仁王門 下層軒廻・組物（東から）



仁王門 側面（南西から）



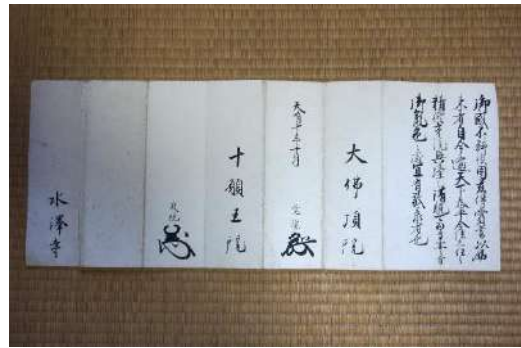
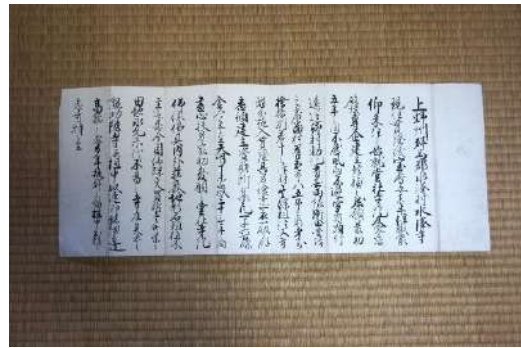
仁王門 上層組物・軒支輪（北から）



仁王門 上層内部



附 宮殿 全景



附 建立書

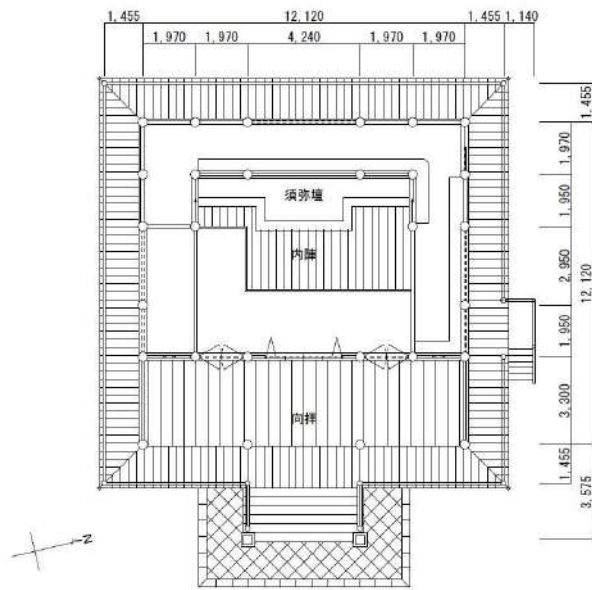
附 賞書



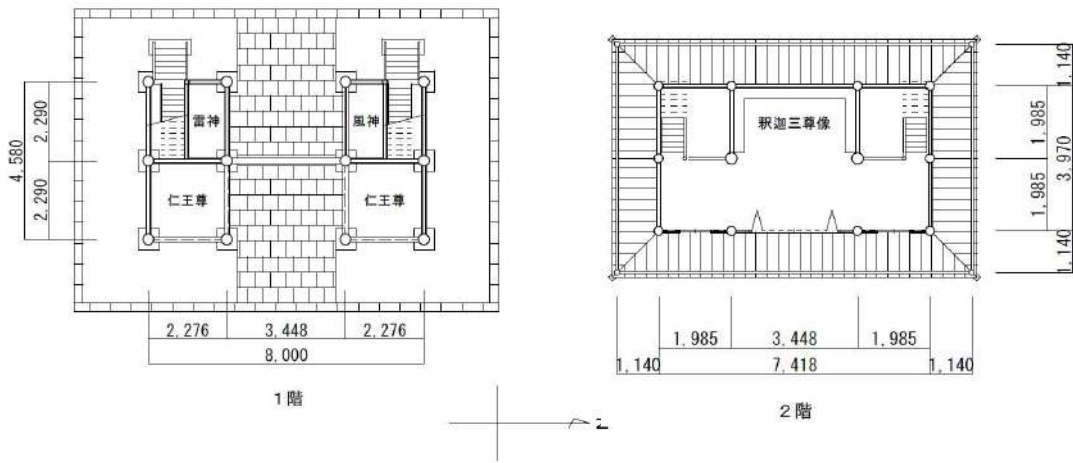
水沢寺 位置図



水沢寺 境内図



観音堂 平面図



仁王門 平面図

令和5年度 群馬県指定文化財

指定種別

重要文化財(建造物)

<p>名 称</p>	<p>産泰神社（さんたいじんじゃ）2棟 （神楽殿（かぐらでん）1棟、 境内社金刀比羅宮拝殿（けいだいしゃことひらぐうはいでん）1棟） 附 棟札（むなふだ）8枚7組、工匠札（こうしょうふだ）1枚</p>
<p>所在場所</p>	<p>前橋市下大屋町 569</p>
<p>所有者</p>	<p>宗教法人 産泰神社（前橋市下大屋町 569）</p>

概 要

1)由来及び沿革

産泰神社は木花佐久夜毘売命このはなさくやひめのみことを祭神とし、「安産・子育ての神様」として広く関東一円から信仰を集めている。底の抜けた「抜け柄杓」を奉納し、水を汲むと底穴から抜けてしまうように、楽にお産ができるよう祈願する。また、養蚕信仰でも知られ、古くは産泰講や太々講が盛んであった。

参道を上っていくと、西から神門・拝殿・幣殿・本殿が一直線に並び、拝殿の北側に神楽殿が、本殿の北東側には境内社金刀比羅宮が配置されている。平成6(1999)年3月25日には、本殿・幣殿・拝殿・神門及び境内地が県の重要文化財に指定されている。

2)構造

◎神楽殿 1棟

建築年代 18世紀後半

構造形式 入母屋造、茅葺型の銅板葺（当初は茅葺）、船檣造、手摺付高床式舞台

規 模 桁行(6.75m)、梁間(4.80m)

入母屋造、南北棟で銅板葺、軒を船檣造とし、切石の基壇上に立つ。当初は茅葺であったが、現状では茅葺屋根を模した銅板葺としている。内部は南側を吹き放ちの舞台とし、北側を舞台床面より一段下げて楽屋とする。現在、両室の境は吹き放ちとするが、痕跡から当初は建具があったと分かる。舞台北側に神座を張り出して設けるが、取り合い等から後補と推定される。舞台の南と西の2方に擬宝珠付の縁（楽屋床と一体の板張）を廻し、脇障子を付け、持送り板で受ける。軸部は角柱を虹梁（虹梁型指物）で結び、組物は拳鼻付出組、軒支輪は板支輪とする。中備は詰組でその間に撥束を置く。内部は舞台・楽屋とも板敷、天井は共に棹縁天井とする。

彫刻は軒支輪と虹梁上部小壁の浮彫、及び木鼻・虹梁・持送り板の唐草絵様などに見られる。塗装は全体的には朱塗を基調とし、軒支輪を極彩色、腰の柱などを黒塗とする。建造年代を示す棟札等は残されていないが、彫刻の様相、撥束の中備、明和元（1764）年の奉納額などから見て、18世紀後半と推定される。

当建物は18世紀後半の特徴を持ち、高床式で舞台と楽屋からなる数少ない本格的な神楽殿として貴重である。

◎境内社金刀比羅宮拝殿 1 棟

建築年代	文化 7 (1810) 年
構造形式	桁行三間（背面五間）、梁間三間、背面中央間一間突出、入母屋造、茅葺型の鉄板葺（当初は茅葺）、向拝一間（身屋中央間）正面軒唐破風付
規模	桁行 11.211m、梁間 5.727m、向拝正面 3.636m、側面 3.333m
備考	本殿相当部（背面中央間一間突出部）については、近代の後補のため指定対象外とする

桁行三間、梁間一間の入母屋造で向拝を付ける。当初は茅葺であったが、現状では茅葺屋根を模した鉄板葺としている。内部は一室空間とし、中央間は背面の覆屋と接続する。身舎は土台上に角柱を立て、長押、頭貫で固め、組物は出三斗を置き梁と桁を支え、中備は付けていない。正面には登高欄付の木階を付け、正面と両側面に擬宝珠付高欄を廻らし脇障子を置く。向拝は礎石・礎盤上に角柱を立て水引虹梁（虹梁型頭貫）で繋ぎ、柱上に出三斗を置き、身舎柱と海老虹梁で繋ぐ。彫刻は水引虹梁上部の龍の丸彫、木鼻の獅子・象、内法長押上部小壁の全面透彫などに見る。塗装は全体的には朱塗を基調とし、彫刻部分を極彩色、垂木・葺戸などを黒塗とする。

文化 7(1810)年の棟札（附の棟札 6）と奉納棟札（附の棟札 7）の 2 枚を残す。奉納棟札によると、棟梁は信州諏訪郡上桑原村（長野県諏訪市四賀）の矢崎久右衛門である。矢崎久右衛門は長野県の大隅流の大工であり、文化 9(1812)年には当神社拝殿の大工棟梁も務めている。

大隅流は、江戸後期から末期に長野県諏訪地域を中心として活躍した大工集団であり、自ら彫刻を施すことが多いという特徴がある、群馬県近世寺社建築総合調査において、棟札等により大隅流大工の関与が確認できた建物は、当神社を含めて 5 件 6 棟である

- ・産泰神社 境内社金刀比羅宮拝殿 [前橋市 文化 7 (1810) 年] 今回指定
- ・産泰神社 拝殿 [前橋市 文化 9 (1812) 年] 県重文
- ・如意輪観世音堂 [高崎市 文政 2 (1819) 年]
- ・常林寺 本堂 [長野原町 文政 7 (1824) 年]
- ・清泉寺 本堂 [下仁田町 文政 11 (1828) 年]
- ・最興寺 山門 [富岡市 文久 3 (1863) 年] 市重文

このほか、棟札等での確認はできないが、長野県内に残された史料等により大隅流の関与が明らかなものが 4 件 6 棟ある。

- ・（松井田）不動寺 本堂 [安中市 文政 2 (1819) 年]
- ・（富岡）諏訪神社 市神様(旧本殿) [富岡市 文政 2 (1819) 年]
- ・光巖寺 薬師堂 [富岡市 天保 3 (1832) 年] 市重文
- ・（下仁田）諏訪神社 本殿 [下仁田町 天保 8 (1837) 年] 町重文
- ・（下仁田）諏訪神社 拝殿 [下仁田町 弘化 3 (1846) 年]
- ・（下仁田）諏訪神社 境内社近戸神社社殿 [下仁田町 天保 5 (1834) 年]

当建物は近世寺社建築の装飾化、大隅流の技術や活躍した地域を考察する上で貴重な建物である。

○（附）棟札 8 枚 7 組

境内建物の造営に関する棟札である。

- ・棟札 1 宝暦 13 (1763) 年 本殿棟札 (1 枚)
記「奉造立産泰大明神」
総高 535mm、肩高 515mm、上幅 123mm、下幅 104mm、厚 9.5mm
- ・棟札 2 宝暦 13 (1763) 年 本殿大工棟梁棟札 (1 枚)
記「大工棟梁」
総高 485mm、肩高 470mm、上幅 96mm、下幅 88mm、厚 9.5mm
- ・棟札 3 文化 9 (1812) 年 拝殿棟札 (1 枚)
記「奉造御拝殿成就」
総高 540mm、肩高 515mm、幅 200mm
- ・棟札 4 文化 9 (1812) 年 拝殿大工棟梁棟札 (1 枚)
記「謹請」
総高 540mm、肩高 515mm、幅 200mm
- ・棟札 5 天保 4 (1833) 年 神門棟札 (1 枚)
記「奉新仁造上随神門成就上棟之所」
総高 489mm、肩高 474mm、上幅 115mm、下幅 100mm、厚 10mm
- ・棟札 6 文化 7 (1810) 年 金刀比羅宮拝殿棟札 (1 枚)
記「奉新仁造上金毘羅宮御拝殿成就上棟村中安全□」(□は判読不能)
総高 457mm、肩高 440mm、幅 125mm、厚 9mm
- ・棟札 7 文化 7 (1810) 年 金刀比羅宮奉納棟札 (2 枚 1 組)
記「奉納棟札」
総高 365mm、幅 170mm、下幅 88mm

○（附）工匠札 1 枚

対応する建物についての記載はないが、拝殿等の塗装に関わるものと推定される。

- ・工匠札 文化 11 (1814) 年 塗師棟梁工匠札 (1 枚)
記「塗師棟梁」
左高 180 mm、右高 175 mm、上幅 630 mm、下幅 615 mm

3) 指定理由

- ① 神楽殿は 18 世紀後半の特徴を持ち、高床式で舞台・楽屋を備える本格的な神楽殿建築として貴重である。
- ② 境内社金刀比羅宮拝殿は、近世寺社建築の装飾化、大隅流の技術や活躍した地域を考察する上で重要な建物である。
- ③ 附とする棟札・工匠札の記載から、18 世紀後半から 19 世紀前半にかけて本殿・幣殿、境内社金刀比羅宮拝殿、拝殿、神門が順次整備されていった状況、関係した工匠等が判明している。

[指定基準]

群馬県指定重要文化財の指定基準第 7 号の (3) (5) に該当する。

第 1 群馬県指定重要文化財の指定基準

7 建造物の部

(3) 歴史的価値の高いもの

(5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの



神楽殿 正面（南から）



神楽殿 側面（南西から）



神楽殿 内部 神座 (西から)



神楽殿 内部 楽屋 (南から)



境内社金刀比羅宮拝殿 正面（西から）



境内社金刀比羅宮拝殿 側面（北東から）



境内社金刀比羅宮拝殿 身舎正面彫刻（西から）



境内社金刀比羅宮拝殿 身舎隅柱の彫刻・組物（北西から）



附 棟札 1 本殿棟札
宝暦 13 (1763) 年



附 棟札 2 本殿大工棟梁棟札
宝暦 13 (1763) 年



附 棟札 3 拝殿棟札
文化 9 (1812) 年



附 棟札 4 拝殿大工棟梁棟札
文化 9 (1812) 年



附 棟札 5 神門棟札
天保 4 (1833) 年



附 棟札 6 金刀比羅宮棟札
文化 7 (1810) 年

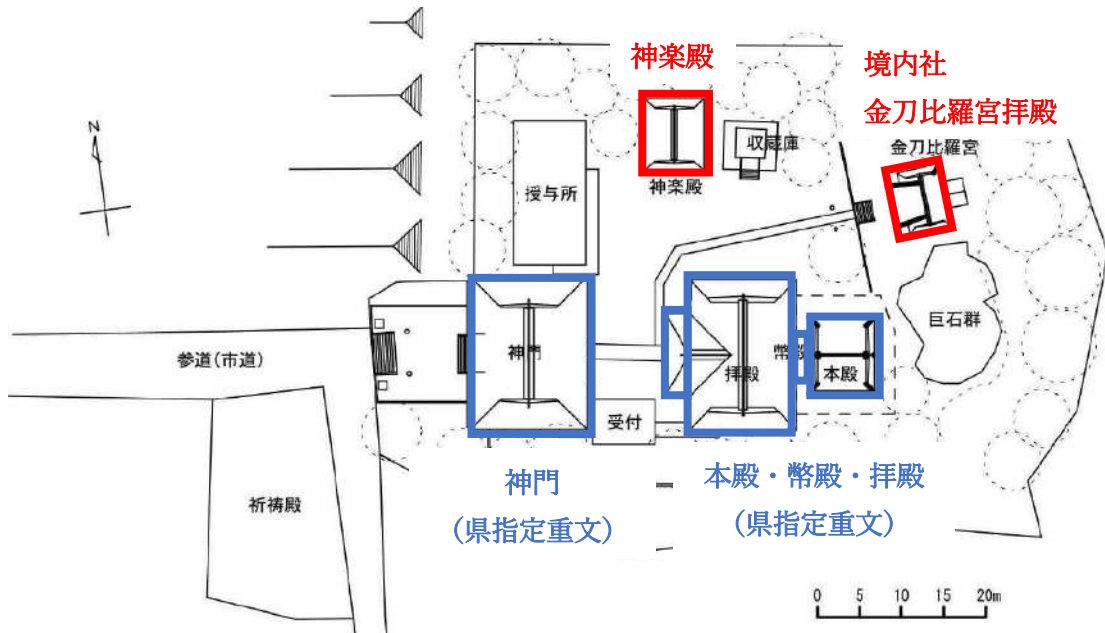


附 棟札 7 (2枚1組) 金刀比羅宮奉納棟札
文化7 (1810) 年

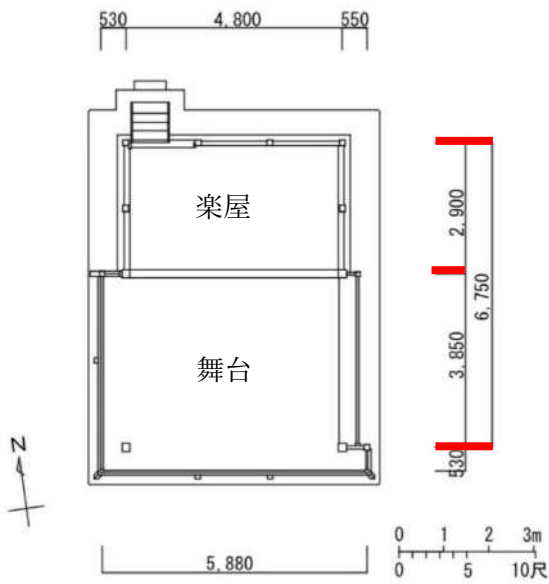
附 工匠札 塗師棟梁工匠札
文化11 (1814) 年



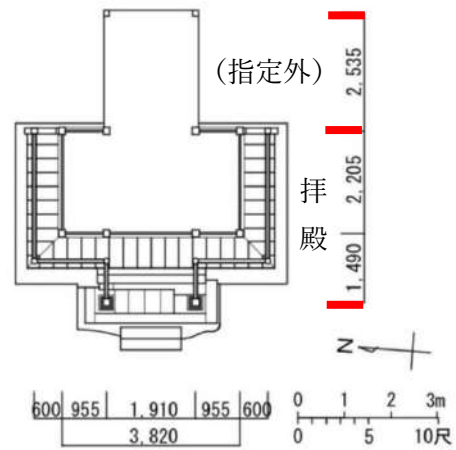
産泰神社 位置図



産泰神社 境内図



神樂殿 平面図



境内社金刀比羅宮拝殿 平面図